

松江市告示第 135 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者の氏名及び住所	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
松江市ふるさとづくり寄附金 (インターネットによる公金支払の方法により代理納入されるものに限る。)	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
	株式会社トラストバンク 東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 28 号	
	楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号	
	PayPay 株式会社 東京都千代田区紀尾井町 1-3	
	SB ペイメントサービス株式会社 東京都港区東新橋 1-9-2	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 松江城天守登閣料 ・ 武家屋敷入場料 ・ 小泉八雲旧居観覧料 ・ 小泉八雲記念館入館料 ・ 松江歴史館観覧料 	株式会社 ごうぎんクレジット 島根県松江市白潟本町 23 番地	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
	株式会社 山陰合同銀行 島根県松江市魚町 10 番地	
	オリックス 株式会社 東京都港区浜松町 2 丁目 4 番 1 号	
各種証明発行手数料（市民課本庁窓口において徴収するものに限る。）	株式会社 ごうぎんクレジット 島根県松江市白潟本町 23 番地	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで